

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院  
新中央診療棟等基本設計・実施設計業務  
プロポーザル実施要項

平成29年3月

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

## 1 趣旨

この要項は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「当法人」という。）の新中央診療棟整備と東病棟等の改修に係る基本設計・実施設計を行うにあたり、その業者を公募型プロポーザル方式により選定するための事務（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟等基本設計・実施設計業務委託

### (2) 業務内容

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟整備及び東病棟等改修に係る基本設計・実施設計の策定（立体駐車場整備に係る設計は含まない）

### (3) 予定委託費（限度額）

基本設計：86,300千円（消費税及び地方消費税を含む）

実施設計：211,100千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、当法人がこの金額で契約することを約束するものではない。

### (4) 契約期間

契約を締結する日の翌日から平成31年6月28日（金）まで

### (5) 事務局

〒507-8522 岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 企画財務課 新棟整備担当

電話：0572-22-5311（代表）

FAX：0572-25-1246

電子メール：担当者メールアドレス

[watanabe-kaoru@tajimi-hospital.jp](mailto:watanabe-kaoru@tajimi-hospital.jp)

[hara-tsutomu@tajimi-hospital.jp](mailto:hara-tsutomu@tajimi-hospital.jp)

### (6) 資料等の入手

次の関係資料等を当法人のホームページ上で提供又は当法人事務局内において公開するので参照すること。

<当法人ホームページ上で提供>

ア 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟等基本設計・実施設計業務プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）

- イ 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟等基本設計・実施設計業務プロポーザル提出書類作成要項（以下「作成要項」という。）
- ウ 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟整備基本構想
- エ 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟整備基本計画  
＜当法人事務局内において公開＞
- オ 配置図・断面図・平面図
- カ 既存敷地内の地質に関する柱状図（ボーリングデータ）
- キ 確定測量図
- ク 東病棟及び中西病棟の基本構造図及び概略計算書

### 3 参加資格

- (1) 本プロポーザル参加者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
  - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3に規定する一級建築士事務所の登録を有すること。
  - イ 平成19年3月1日以降、日本国内において一般病床400床以上を有する病院の新築又は延床面積20,000㎡以上の増築に係る工事の設計業務を完了した実績を有する者であること。なお、過去における設計共同企業体による実績については、その代表構成員のみを認める。
  - ウ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事）内の（測量・建設コンサルタント等業務）のうち、「建築設計」への登録がある者であること。
  - エ 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第45号）第8条の規定に該当しない者であること。
  - オ 建築士法第10条第1項の規定に基づく業務の停止を命ぜられ、業務停止期間中ではない者であること。
  - カ 会社更生法（平成14年法律154号）の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
  - キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
  - ク 破産法（平成16年法律第76号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者

及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

ケ 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込書の提出期限日から契約の締結日までの期間内に受けていないこと。

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

サ 法人格を有し、業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(2) 応募に対する制限等

ア 参加表明者からの応募は1点のみとする。

イ 単独の設計事務所で応募すること。ただし、契約締結に際しては、岐阜県内に本社を置く事務所と設計共同体を組むこと。

4 業務実施上の条件

担当チームとして、管理技術者（※1）及び各分担業務分野（建築（総合）・建築（構造）・電気設備・機械設備の4分野）の主任担当技術者（※2）を必ず配置するものとし、次の条件等を満たすものとする。

(1) 管理技術者及び建築（総合）の主任担当技術者は、平成19年3月1日以降、日本国内において一般病床400床以上を有する病院の新築又は延床面積20,000㎡以上の増築に係る工事の設計業務を完了した実績を有する者であること。

(2) 管理技術者は一級建築士であり、一級建築士免許取得後、10年以上の実務経験を有する者であること。

(3) 建築（総合）の主任担当技術者は一級建築士であること。

(4) 建築（構造）の主任担当技術者は構造設計一級建築士であること。

(5) 電気設備・機械設備の各主任担当技術者は、設備設計一級建築士であること。

(6) 管理技術者及び建築（総合）の主任担当技術者は、参加表明者の組織と直接的かつ恒久的な雇用関係（公告日時点で、3箇月以上継続した雇用関係）にあること。

(7) 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者をそれぞれ1名任命し、兼任しないこと。

(※1) 管理技術者とは、設計業務全般を総括する責任者をいう。

(※2) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

なお、各主任担当技術者の分担業務分野は下記による。

担当分類	業務内容
建築（総合）	平成21年国土交通省告示第15号別添一、1項、一、ロ、(1)戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書の表の設計の種類欄の(1)総合に係るもの及び二、ロ、(1)戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書の表の設計の種類欄の(1)総合に係るもの
建築（構造）	同上(2)構造に係るもの
電気設備	同上(3)設備の(i)電気設備に係るもの
機械設備	同上(3)設備の(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備、(iv)昇降機等に係るもの

## 5 実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、受付等については祝祭日・土曜日・休日を行わない。

公告及び実施要項の交付期間	平成29年3月14日（火）～3月29日（水）
質問受付期限	平成29年3月21日（火）
質問に対する最終回答日	平成29年3月28日（火）
参加表明書等受付期限	平成29年3月30日（木）
参加資格確認結果通知	平成29年4月 4日（火）
第一次審査資料の受付開始	平成29年4月 5日（水）
現地説明会	平成29年4月 6日（木）～4月 7日（金）
第一次審査資料受付期限	平成29年4月24日（月）
第一次審査（書面審査）	平成29年5月 8日（月）
第一次審査結果の通知及び第二次審査資料の受付開始	平成29年5月11日（木）
第二次審査資料の受付期限	平成29年6月14日（水）
第二次審査（プレゼンテーション）	平成29年6月23日（金）
第二次審査結果の通知	平成29年6月26日（月）

## 6 事業者選定方針

- (1) 公募型プロポーザル方式とする。
- (2) 事業者選定の審査は地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟等基本設計・

実施設計業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により行う。

- (3) 審査は二段階審査方式とする。
- (4) 第一次審査は、選定委員会が第一次審査資料に対して評価し、第二次審査対象者として5者以内を選定する。ただし、参加者が5者以下の場合で、参加資格を満たす場合は全てを第二次審査対象とする。
- (5) 参加表明者が1者のみの場合でも、審査は実施するものとする。
- (6) 第二次審査は、選定委員会が第二次審査資料に基づくプレゼンテーション及びヒアリングに対して評価する。
- (7) 第一次審査の結果と第二次審査の結果を総合して最も高い評価を得た者を、業務の受託に最も適した最優秀提案者として優先交渉権者とする。また、評価が2番目に高い者を優秀提案者として次点者とする。

## 7 提出書類の作成

参加表明書等及び第一次審査・第二次審査資料の作成については、作成要項に基づき作成すること。

## 8 手続き等

### (1) 質問

#### ア 受付方法

質問内容は参加表明書等及び第一次審査・第二次審査資料の提出に関するものとし、質問書（様式6）により、持参又はメールのいずれかの方法で提出すること。なお、メールの場合は担当者2名へ送信し、到着確認を必ず行うこと。

#### イ 受付期限

平成29年3月21日（火）午後5時まで

#### ウ 回答方法

受付を行った質問は、平成29年3月28日（火）までに当法人のホームページにおいて随時回答する。ホームページに掲載した回答事項については、実施要項及び作成要項と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

#### エ 提出場所

事務局（2（5））

### (2) 参加表明書等の提出

#### ア 提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。

- (ア) 参加表明書（様式1）
- (イ) 事務所の概要調書（様式2）
- (ウ) 事務所の業務実績調書（様式3）
- (エ) 管理技術者の業務経歴等調書（様式4）
- (オ) 各主任担当技術者の業務経歴等調書（様式5）

イ 提出場所

事務局（2（5））

ウ 提出期限

平成29年3月30日（木）午後5時まで

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とし、郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

(3) 参加資格確認結果通知

平成29年4月4日（火）に、参加表明書等を提出した全社へメールにて参加資格の有無について回答する。

(4) 第一次審査資料の提出

提出書類は、以下のとおりとする。

ア 提出書類

- (ア) 第一次審査表紙（様式7）
- (イ) 事務所の業務実績詳細調書（様式8）
- (ウ) 業務の実施方針（様式9）
- (エ) 自由提案（様式10）

イ 提出場所

事務局（2（5））

ウ 受付期限

平成29年4月24日（月）午後5時まで

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とし、郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

(5) 第一次審査結果の通知

ア 通知手法

第一次審査の後、第一次審査資料を提出した全ての参加者に、メール及び書面にて結果を通知する。

イ 通知日

平成29年5月11日（木）

(6) 第二次審査資料の提出

提出書類は、以下のとおりとする。

ア 提出書類

(ア) 第二次審査表紙（様式11）

(イ) 課題に対する提案及び自由提案（様式12）

(ウ) 見積書（任意様式）

イ 提出場所

事務局（2（5））

ウ 受付期限

平成29年6月14日（水）午後5時まで

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とし、郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

(7) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 所要時間

提案説明20分以内、質疑応答30分以内を予定

イ 出席者

「管理技術者」と「各主任担当技術者」のうち5名以内の構成とし、「管理技術者」と「建築（総合）の主任担当者技術者」は必ず出席すること。なお、「建築（総合）の主任担当技術者」は提案説明を行うこと。

ウ 使用する資料

プレゼンテーションに使用する使用は、提出した第一次審査資料・第二次審査資料のみで行うこととし、資料の追加配布や差し替えは一切認めない。

エ その他

プレゼンテーションは、平成29年6月23日（金）とし、会場、時刻、留意事項等の詳細は、第二次審査資料の受付後に通知する。

(8) 第二次審査結果の通知

第二次審査の後、第一次審査を通過した者すべてに結果を通知する。

(9) 審査結果の公表

すべての審査が完了した後、優先交渉権者及び次点者の名称を当法人のホームページで公表する。ただし、優先交渉権者及び次点者以外の者の名称は非公表とする。

(10) その他

第一次審査結果及び第二次審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。



## 9 評価項目等

別表のとおりとする。

### 10 提出に伴う費用

参加表明書等及び第一次審査・第二次審査資料の作成、提出及びヒアリング等に係る費用の全ては、参加表明者の負担とする。

### 11 現地説明

参加資格を有する事業者に対して、現地説明会を実施する。

#### (1) 開催日時

平成29年4月6日(木)～7日(金) ※詳細は、後日通知する。

#### (2) 対象者

参加資格を有することが確認された事業者(参加は任意)

#### (3) 内容

当法人の基本計画の説明及び施設見学、質疑応答等

### 12 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

#### (1) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

#### (2) 提出書類の作成様式及び記載上の留意事項等に適合しないもの

#### (3) 管理技術者及び分担業務分野(建築(総合)・建築(構造)・電気設備・機械設備の4分野)の主任担当技術者が一級建築士の資格を有さない者を配置する場合

#### (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの、また、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

#### (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

#### (6) 虚偽の内容が記載されているもの

#### (7) 本プロポーザルに関して公告日以降に当法人の関係者と接触を図った者

#### (8) ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した場合

#### (9) その他本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合

### 13 契約の締結

審査結果に基づき、優先交渉権者と随意契約交渉を行う。なお、優先交渉権者が辞退したとき、優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と随意契約の交渉を行う。

また、第二次審査段階で提出された見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階においてあらためて見積書の提出を求めるものとするが、その金額は第二次審査段階で提出された見積書の範囲内とする。

#### 1.4 その他

- (1) 提出期限以降、参加表明書等及び第一次審査・第二次審査資料の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 参加表明書等の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式13）を持参により提出すること。この場合、当法人が行う他の事業について不利な扱いを受けることはない。
- (3) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加表明書等及び第一次審査・第二次審査資料は返却しない。なお、選定以外の目的で参加表明者に無断で使用しない。
- (5) 提出された第一次審査・第二次審査資料に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、第一次審査・第二次審査資料の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提出者に帰するものとする。
- (6) 参加表明書等及び第一次審査・第二次審査資料に虚偽の記載をした場合には、参加表明書等及び第一次審査・第二次審査資料を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 本プロポーザルは最適な設計者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
- (8) 参加表明書等提出時に記載された配置予定の管理技術者及び主任担当技術者については、病気、死亡、退職等極めて特別な理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。
- (9) 本プロポーザルの手続きにおいて、当法人が配付した一切の書類や資料等を他の目的で使用しないこと。
- (10) 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。

(別表) 評価項目等

審査区分	評価項目		審査基準	様式
第一次審査	事務所実績	ICU整備実績	・ICUの整備実績の有無	様式8
		NICU整備実績	・NICUの整備実績の有無	
		救命救急センター整備実績	・救命救急センターの整備実績の有無	
	実施方針	業務実施体制	・担当者や社内でのバックアップ体制が十分か。	様式9
		設計フロー	・業務が手戻りなく、当院と合意形成が行える体制となっているか。 ・設計者と病院スタッフが情報共有可能な体制か。	
業務スケジュール		・整備計画を理解し、無理のないスケジュールとなっているか。 ・ヒアリングの回数が十分か。 ・病院内での検討期間も設けたスケジュールか。		
自由提案		・他院で採用された提案のうち、当院でも有効と思われる提案など、提案者の独自性を発揮した提案が当院にとって有効であるか。	様式10	
第二次審査	提案課題	課題1	・当院の立地条件・整備条件・役割・機能発揮を配慮した敷地配置計画・部門計画の提案	様式12
		課題2	・東病棟改修(管理棟)及び次期東病棟建替え(新管理棟)に向けた提案	
		課題3	・将来的な医療環境の変化に対応する建築的な対応への提案	
		課題4	・イニシャル・ランニングコストを抑えた提案	
	自由提案		・他院で採用された提案のうち、当院でも有効と思われる提案など、提案者の独自性を発揮した提案が当院にとって有効であるか。	
	プレゼンテーション	基本計画理解度 病院の意向反映姿勢 質問対応力	・基本計画を理解した提案内容のプレゼンテーションとなっているか。 ・病院の意向を十分反映できる取組姿勢が感じられるか。 ・提案者の回答は、選定委員の質問の意図を理解した内容か。また、回答に誠実さと熱意が感じられるか。 ・提案者のプレゼンテーションは分かりやすく、適切な説明、説得力があり、コミュニケーションを図っていくのに十分な資質が感じられるか。	-
見積金額		・予定委託費(限度額)との比較	任意	